令和８年（フ）第２０７号
奈良県香芝市西真美一丁目27番地２　アルカディアコート西真美Ａ101号
債務者　安東　麻里
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２１４号
奈良県大和高田市東中２丁目15番25―203号メゾン東中
債務者　後藤　仁志
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第３５２号
和歌山市坂田３番地５
債務者　浦西　真由美
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１０７号
鳥取県境港市外江町3153番地１　ヒカルサ境港外江町イーストⅠ203号、旧住所鳥取県境港市外江町3147番地　ヒカルサ境港外江町ウエストⅠ202
債務者　野村　亮太
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１４７号
鳥取県米子市富士見町２丁目33番地　ラ・レジダンス・ド・リベルテ601号
債務者　中村　　剛
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第５１３号
岡山市北区御津国ケ原257番地１　ヴィラナリー国ケ原１号棟205号
債務者　小林　尊恵
１　決定年月日時　令和８年９月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４号
山口県下関市秋根上町２丁目12番33―601号フォレックス秋根
債務者　山本　哲三
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第６３号
山口県下関市伊倉新町２丁目１番24号　ベル・グラース・ＭＥ　202号
債務者　豊川　　凜
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第８６号
山口県下関市菊川町大字貴飯995番地
債務者　婚活スプリングこと　岡田　絵莉（旧姓西田）
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第５９号
愛媛県今治市玉川町三反地甲217番地24
ヴィラナリー今治２号棟　303
債務者　中村　寛子
１　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第２４号
福岡県八女市黒木町桑原775番地１
債務者　鹿子生経子
１　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第５７号
福岡県八女市馬場149番地１　アソシエ弐番館Ｄ号
債務者　最所　託矢
１　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第７４号
熊本県玉名市岱明町西照寺222番地１
債務者　大部　貞司
１　決定年月日時　令和８年９月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第４７０号
大分市東鶴崎２丁目２番20号　オアシスホーム２
債務者　幸　　久子
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３６８号
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣2134番地７
債務者　山中　久代
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第８３号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野2950番地
債務者　西上原　千秋
１　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係